

○令和4年度一宮市新型コロナウイルス感染症自宅療養者等への医療提供事業交付金運用の手引き

第1 はじめに

1 事業の目的

新型コロナウイルス感染症による自宅療養者等が増加する中、保健所では、日々、自宅療養者等に対し、電話による健康観察を実施していますが、急に体調が悪化した自宅療養者等が、速やかに必要な医療が受けられるよう、地域の医療機関、訪問看護ステーション及び薬局と連携し、自宅療養者等向け医療提供体制を整備することを目的とします。

2 実施概要

一宮市内に所在する自宅療養者等の急な体調悪化などに対応いただいた医療機関、訪問看護ステーションに対して、その診療区分に応じた交付金を交付します。

また、医療機関の処方により新型コロナウイルス感染症の経口抗ウイルス薬の服薬指導を行った薬局に対しても、交付金を交付します。

3 事業の対象となる自宅療養者等について

一宮市内に所在する自宅療養者、高齢者施設等入所者等
概念図は別添のとおり

4 交付金の額

項目	単位	通常	夜間・休日	深夜
電話等診療	回	4,000 円		
往診	回	50,000 円		
外来診療	回	30,000 円		
訪問看護（電話等）	回	1,000 円		
訪問看護	回	10,000 円	20,000 円	30,000 円
服薬指導（薬局）	回	1,000 円		

※ 夜間：18:00～22:00、6:00～8:00 深夜：22:00～6:00

※ 回数の上限はなし

※ 同一回での診療種別及び通常、夜間・休日、深夜の重複算定は不可

5 本制度における各機関の役割

対応機関	内容
かかりつけ医・診療可能医療機関	① 一宮市内に所在する自宅療養者からかかりつけ医への療養相談、一宮市保健所からの対応依頼等による電話診療、オンライン診療、外来診療又は往診を行う。また、必要に応じて訪問看護ステーションに対する訪問指示、一宮市保健所に高次医療機関への受診・入院調整を依頼する。
訪問看護ステーション	① かかりつけ医・診療可能医療機関からの訪問指示に基づき、自宅療養者に対する訪問看護又は電話等による健康観察を行う。
愛知県医師会	① 対応可能な医療機関名簿の作成に協力する。 ② クラスターが発生した高齢者施設等へ対応可能な医療機関名簿を作成する。 ③ 要請に応じてクラスターが発生した高齢者施設等への医療機関の紹介・派遣調整。
薬局	① 医療機関から交付された処方箋に基づき、新型コロナウイルス感染症の経口抗ウイルス薬の調剤・服薬指導を行う。
愛知県	① 愛知県医師会の協力を得て、診療可能医療機関名簿を作成し、作成された名簿を保健所・政令市に送付する。 ② 訪問看護ステーションに意向調査を実施し対応可能訪問看護ステーション名簿を作成し、対応可能地域に所在する名簿に登録された診療可能医療機関に送付する。
一宮市保健所 (受診・相談センター)	① 自宅療養者からの療養相談を受け、必要に応じ、診療可能医療機関名簿に掲載された医療機関に対応を依頼する。 ② 医療機関、訪問看護ステーションより依頼に対する対応の結果、高次医療機関へ受診が必要な場合に受診・入院調整を行う。 ③ 医療機関、訪問看護ステーションからの交付金交付申請を受け付け、内容を審査し交付を行う。

6 クラスターが発生した施設から愛知県医師会へ医師の派遣を希望する場合の問い合わせ先

【平日 9:00から17:00】

愛知県医師会医療業務部第3課

TEL 052-241-4143 FAX 052-241-4130

【上記時間外(土・日・祝日及び平日夜間 17:00から9:00)】

愛知県救急医療情報センター

TEL 052-263-1146 FAX 052-241-1298

第2 交付金について

1 事業実施期間

令和4年4月1日（金）から令和5年3月31日（金）まで

2 申請書類等の提出先

必要書類	提出先	提出時期
診察所見報告書 (別紙様式) ※薬局は不要	〒491-0867 一宮市古金町1丁目3番地 一宮市保健所保健予防課 医療提供事業交付金担当 TEL (0586) 52-3854	実施月の翌月15日（土曜、日曜、休祝日の場合は翌開庁日）までに郵送又は持参により提出(必着)
交付申請書 (交付要綱様式1)		
診療報告書（2部） (交付要綱様式2)		
請求書 (交付要綱様式4)		
処方箋の写し ※薬局のみ		

3 支払時期・方法

交付金は、交付申請がなされた月の概ね翌々月末までに、指定金融機関口座に一括にて支払います。

【交付手続きの流れ】

医療機関・訪問看護ステーション・薬局

(1) 交付申請（宛先：一宮市保健所保健予防課感染症グループ）

< 提出書類 >

- ・ 交付申請書
- ・ 診療報告書（2部）
- ・ 診察所見報告書（薬局は処方箋の写し）
- ・ 請求書

< 申請期限 >

- a. 令和4年5月16日（令和4年4月分） g. 令和4年11月15日（令和4年10月分）
- b. 令和4年6月15日（令和4年5月分） h. 令和4年12月15日（令和4年11月分）
- c. 令和4年7月15日（令和4年6月分） i. 令和5年1月16日（令和4年12月分）
- d. 令和4年8月15日（令和4年7月分） j. 令和5年2月15日（令和5年1月分）
- e. 令和4年9月15日（令和4年8月分） k. 令和5年3月15日（令和5年2月分）
- f. 令和4年10月17日（令和4年9月分） l. 令和5年3月31日（令和5年3月分）

一宮市保健所

(2) 交付決定及び支払い

< 送付書類 >

- ・ 交付決定通知書

< 支払時期 >

- ・ 交付申請がなされた月の概ね翌々月末までに支払い

医療機関・訪問看護ステーション・薬局

第3 本事業の問い合わせ先

一宮市保健所保健予防課感染症グループ

TEL (0586) 52-3854